

○新座市水道事業特殊集団住宅の取扱いに関する特別措置規程

昭和 56 年 1 月 10 日

企業規程第 1 号

新座市水道事業特殊集団住宅の給水に関する特別措置規程（昭和 50 年規程第 9 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、新座市水道事業給水条例（昭和 37 年新座市条例第 4 号。以下「給水条例」という。）第 5 条第 3 項に規定する集団住宅の所有者が、受水槽以下の装置（以下「導水装置」という。）に係る水道メーターの検針（以下「検針」という。）及び水道料金等の徴収（以下「徴収」という。）事務を市長に委託しようとするときの受託について必要な事項を定めることを目的とする。

（昭 62 企業規程 2・一部改正）

（特殊集団住宅）

第 2 条 この規程において「特殊集団住宅」とは、この規程の定めるところにより導水装置に係る検針及び徴収事務の委託を申請し、市長の認定を受けた集団住宅をいう。

（申請手続）

第 3 条 特殊集団住宅の認定を受けようとする者は、特殊集団住宅認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）集団住宅立面図、平面図、配置図及び給水系統配管図
- （2）受水槽の容量図
- （3）ポンプ性能図

（昭 62 企業規程 2・一部改正）

（調査及び認定）

第 4 条 前条による申請があつたときは、検針及び徴収事務を受託するについて必要な調査を行い、業務に支障がないと認められる場合に限って、特殊集団住宅として認定するものとする。

2 前項の規定により認定したときは、認定書により申請者に通知するものとする。

（昭 62 企業規程 2・一部改正）

（認定基準）

第 5 条 前条の調査及び認定についての基準は次の各号に掲げるとおり

とする。

(1) 3階以上の建物及び受水槽以降に水道メーターを設置する建物であること。

(2) 集団住宅に設置する水道メーターは、すべて市長が貸与するものとし、口径については市長の指示によるものとする。

(3) 集団住宅の導水装置に使用する材料及び導水装置の構造については、別の定める基準によるものでなければならない。

(昭 62 企業規程 2・平 13 企業規程 1・一部改正)

(特殊集団住宅取扱負担金)

第 6 条 特殊集団住宅の所有者は、1立方メートル当たり 29,000 円に受水槽の容量を乗じて算出された特殊集団住宅取扱負担金に 100 分の 110 を乗じて得た額を指定された期限内に納付しなければならない。

(平 7 企業規程 3・平 10 企業規程 1・平 20 企業規程 1・平 25 企業規程 3・平 31 年企業規程 1・一部改正)

(契約)

第 7 条 前条の負担金が納付されたときは、特殊集団住宅の所有者と特殊集団住宅の取扱いに関する契約を締結する。

2 前項の規定により契約を締結した後、集団住宅を取壊したときは、契約を解除することとし、負担金は返納しない。

(昭 62 企業規程 2・全改、平 13 企業規程 1・一部改正)

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、様式の作成その他の検針及び徴収事務の受託に関し必要な事項は、上下水道部長が別に定める。

(昭 62 企業規程 2・全改、平 11 企業規程 4・平 21 企業規程 1・一部改正)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭 62 年企業規程第 2 号)

1 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 6 条の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日以降の申請に係る特殊集団住宅取扱負担金について適用し、同日前の申請に係る特殊集団住宅取扱負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 7 年企業規程第 3 号)

1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第 6 号の規定は、平成 8 年 4 月 1 日以後の申請に係る特殊集団住宅取扱負担金について適用し、同日前の申請に係る特殊集団住宅取扱負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年企業規程第 1 号）

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年企業規程第 4 号）抄

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年企業規程第 1 号）

この規程は公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年企業規程第 1 号）

この規程は公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年企業規程第 1 号）

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年企業規程第 3 号）

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年企業規程第 1 号）

この規程は平成 31 年 10 月 1 日から施行する。